

## 仕 様 書

### 1 事業名

せとうち地域周遊ルート等の認知度向上に向けた自社プラットフォーム運用事業

### 2 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「瀬戸内域内」という。）を活動エリアとしており、せとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的として活動している。

そのため、機構はメインターゲットを英・仏・独・米・豪市場（以下「ターゲット市場」という。）の高付加価値層※1と定め、従来から自社オウンドメディアである海外向け Web サイト「Setouchi Reflection Trip（以下「SRT※2」という。）」及び国内向け Web サイト「瀬戸内 Finder ※3」を活用し、瀬戸内域内の認知度向上、観光消費額の向上に取り組んできた。

しかしながら、上記2サイトでは、ユーザーが求める域内の多彩な情報を一元的かつ網羅的に収集、活用できていない等の課題もあり、ユーザーが簡易に必要とする情報を得るための機能等を補完した多言語観光 Web サイトである「せとうちコンテンツプラットフォーム（以下「PF」※4という。）」を昨年度に構築し、今後はPFをより効果的に情報発信を行えるよう強化し、せとうちの認知度向上、旅行喚起を図っていく。

具体には、ターゲット市場を意識したトレンドに沿った地域ならではの情報を格納することや旧サイトからの情報の移管等を実施することにより、PF内の素材を拡充し、さらにSEO対策を行うことにより、効果的な情報発信を実施すること。それにより、瀬戸内エリアやせとうち地域周遊ルート※5の認知度向上、訪問への動機付けを促すことを事業の目的とする。

※1 ターゲット市場における機構のメインターゲットはExperienced Traveller層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。）及びSpecial Interest Traveller層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者。）等の高付加価値旅行者層を想定している。

※2 SRT・・・<https://setouchitrip.com/>

※3 瀬戸内 Finder・・・<https://setouchifinder.com/ja/>

※4 PF・・・<https://www.setouchi.travel/en/>

※5 せとうち地域周遊ルート・・・欧米豪の高付加価値旅行者層のニーズを踏まえ、せとうちを大きく4つのゾーンに分けてモデルプランを設定し、機構が作成した23ルートのことを指す。（別紙1のうち「基幹ルート」参照。なお、「内容」「宿」「食」「周辺の観光コンテンツ」については、参考情報とすること。）

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）までの期間とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) スポット記事作成

機構の指定するPF内に格納しているスポット記事を200本以上、翻訳すること。なお、翻訳する言語は以下のとおりとする。

#### ア 英語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を英語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点は次のとお

りとする。

・英語を母国語としたスタッフを事業に参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整えることとし、対象市場の読者に自然な表現となるように留意すること。

#### イ 仏語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を仏語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点はアと同様とする。

#### ウ 独語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を独語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点はアと同様とする。

### (2) イベント情報作成業務

機構の指定する PF 内に格納しているイベント情報 100 本以上、翻訳すること。なお、翻訳する言語は以下のとおりとする。

#### ア 英語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を英語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点は次のとおりとする。

・英語を母国語としたスタッフを事業に参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整えることとし、対象市場の読者に自然な表現となるように留意すること。

#### イ 仏語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を仏語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点はアと同様とする。

#### ウ 独語への翻訳

ターゲット市場を対象に情報発信することを目的として、効果的に当該市場へ情報を訴求させるために、記事を独語に翻訳すること。なお、作成にあたっての注意点はアと同様とする。

### (3) PF 素材拡充

PF の瀬戸内エリア内のスポット・宿・食・アクティビティ等の観光情報を充実させることで、瀬戸内エリア全体の、また、せとうち地域周遊ルート等の広域ならではの「面」としての認知度向上を図ること。

既存の観光情報等のリライトを含め、地域ならではの情報を格納するなど、PF 内の素材が拡充されるよう対応すること。

なお、PF には、域内の自治体、DMO 等が、観光情報等を直接格納し、掲載する仕組みを有しており、素材を拡充するにあたっては、当該仕組みが円滑に機能するよう考慮した提案を行うこと。ただし、機構と受託事業者とで協議の上決定した後に、事業を実施すること。

(4) SEO 対策

PF 内に格納された新規記事等について、記事中に使用されているキーワードが、良好な検索順位・表示につながると期待できる内容になっているか等、外部コンサル等を活用し、アウトカムの達成に向けた提案をすること。

(5) 記事移管

瀬戸内 Finder に格納されている記事等 170 本以上を PF に移管させること。

なお、格納する記事等については、必要に応じてリライトを行い、地域やテーマのバランス及びページビュー数等を勘案し、機構側と相談した上で、決定すること。

(6) その他

「せとうち地域周遊ルート等の認知度向上に向けたデジタルマーケティング事業」等機構が今年度実施する他事業との連動を意識して、事業を連携すること。

5 注意事項

(1) 動作確認

- ① 成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ② 動作確認等に必要な機器は請負事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ③ スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。

(2) サポート体制の整備

契約期間中において、WEB コンテンツの運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。

(3) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

(4) ユーザビリティ・アクセシビリティ対応について

ユーザビリティ・アクセシビリティを考慮すること。

(5) PF の CMS について

「Contentful」が採用されている点に考慮すること。

6 活動指標（アウトプット）・成果指標（アウトカム）に関して

<本事業における成果物>

- ・ターゲットを意識したトレンドに沿った地域ならではのスポット情報・イベント情報等

<活動指標（アウトプット）>

- ・スポット情報：200 本以上
- ・イベント情報：100 本以上

<成果指標（アウトカム）>

・2,300,000pv以上

※令和6年3月までの実績が0等、目標を大きく下回った場合は、令和6年度において追跡調査ができるようにすること。

## 7 執行体制

上記業務が滞りなく着実に実施できる体制を整えること。

また、その実施体制については提案書に記載すること。

## 8 概算予算額

18,448,000円（税込）

・本事業は、観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を活用した事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

ただし、「4委託業務の内容」の「(5)記事移管」（上記概算予算額のうち予算額2,685,000円（税込））については、上記補助金対象外経費で実施するため、見積書上、これらを明確に区別すること。

※なお、「4委託業務の内容」のうち「(1)スポット記事作成」、「(2)イベント情報作成業務」については、「訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領」の「当該地域の魅力の情報発信・プロモーションのために必要な事業に関する経費」の「ハ プロモーション資材作成」における「プロモーション画像・動画の作成経費」、同じく、「(3)PF素材拡充」、「(4)SEO対策」は、「ロ 広告・宣伝」における「WEB・SNSを活用した広告経費」として実施するものである。  
（上記概算予算額のうち予算額15,763,000円（税込））

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

## 9 物品の所有権

受託事業者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

## 10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 11 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、「10 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

## 12 最終報告書の提出

- (1) 報告内容  
「4 委託業務の内容」の成果物をまとめたもの(A4判)1部、および電子データ
- (2) 提出場所  
一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限  
令和6年2月29日(木)  
なお、最終報告書については、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。
- (4) 報告書の作成にあたっての留意点  
分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

## 13 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。なお、支払時期は令和6年4月下旬を見込んでいる。

## 14 その他

- (1) 上記以外の事項に関して、事業の目的を達成するために受託事業者側が必要と考える提案があれば、積極的に提案を行うこと。
- (2) 機構と十分協議しながら業務を進めること。目安として、最低限、月1回程度は進捗状況の確認のため機構側と協議すること。なお、手法(リアル会議、Web会議)についてはその都度協議すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、各国の法律・慣習などを確認のうえ、適正に履行すること。
- (4) 業務の実施にあたって知り得た秘密を他者に漏らさないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (6) 受託事業者が、その責めに帰すべき理由によりこの仕様書に定める事項に違反したとき及び契約期間内に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、契約を解除することができる。
- (7) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報(受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。